

兵庫県立東播磨生活創造センター指定管理者公募にかかる質問事項への回答

NO.	質問項目	質 問	回 答
1	応募書類	「枚数制限」の解釈ですが、1枚とはA4用紙両面で1枚という解釈でしょうか。片面で1枚という解釈でしょうか。	1枚とは、「A4用紙片面1枚」のことを指します。
2	応募書類	・電子データの提出が必要な応募書類は、応募書類の持参後に送信する必要がありますか。 ・電子データで提出する応募書類のファイル形式に指定はありますか。	・持参と電子データの受信が、ともに期限内に確認されれば、順番は問いません。 ・申請書様式集のファイル形式を変更することなくご提出ください。任意様式の提出書類は、Microsoft社のワードまたはエクセルでご提出ください。
3	施設運営	現在(2025年9月)の料金体系と全く同じ料金体系を採用したい場合でも、弾力的な料金設定の根拠を示す必要がありますか。	あります。利用料金の基準額は現在の料金体系が設定された時点から改定されているため、現在の基準額に対して、これまでの料金体系を維持する理由や考え方をご提示ください。
4	施設運営	指定管理募集にあたって、「より一層のサービスの向上と施設の活性化を目指す」と表記されています。施設の活性化とは、例えば利用率や来場者数の増加など、具体的な指標はあるのでしょうか。また、どのような事象を想定されているのか県としてのお考えをお示しください。	県は、当施設における県民のサービス満足度や施設活性化を測る指標を一意に指定してはいません。施設稼働率、来館者数、イベント参加者数などの定量的指標と、利用者アンケートなど県民の定性的な評価を総合的に考慮します。下記の本県ホームページにて、過去の「指定管理者制度導入施設のモニタリング評価」の結果を公開していますので、併せて参照してください。加えて、現状分析や自主的なKPIの設定を伴って、サービス向上のため積極的に施設運営に携わることを期待します。 県HP「指定管理者制度導入施設のモニタリング評価」 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk23/pa06_000000080.html
5	施設運営	臨時閉館について、「おおむね四半期に1回を上限に閉館等を認めます」とありますが、1回とは連続する日程も1回という認識でよろしいでしょうか。	原則、連続する日程を1回とみなします。ただし、閉館期間は利用者の予約状況への配慮が十分に認められ、かつ合理的な期間でなければなりません。
6	施設運営	照明のLED化が予定されているとのことですが、LED化に伴い、消耗照明器具の価格が従来より高騰する可能性がございます。その場合、当初積算時の想定と実際の費用に差異が生じることも考えられますが、このような費用増加分については、指定管理料における補填や調整の対象となるのでしょうか。	現時点で、ご指摘のような補填等は検討していません。
7	施設運営	「業務の全部又は主要な部分を第三者に委託することはできない」について、この場合の「主要な部分」とは、どのような業務または範囲を想定されているのか県のお考えをお示しください。	主要な部分とは、当施設の指定管理において、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理を行う部分を指します。 【例】 ・「有料施設の利用許可業務」(募集要項p.2)のすべてを、第三者に委託する。 ・「学習機会の提供業務」(募集要項p.2)について、講座やセミナーの企画のすべてを第三者に委託する。
8	情報発信	「世代間の情報収集媒体の違い等を配慮した」について、「世代間の情報収集媒体の違い」とは、具体的にどのような媒体や傾向を想定されているのか、また、世代間とは多世代にまたがるという意でしょうか、県のお考えをお示しください。	日常的に接する情報媒体の形態(デジタル媒体、紙媒体)や種類(新聞、テレビ、SNSなど)が、世代や年齢によって異なることを想定しています。若者等への情報発信を念頭にSNSなどを積極活用することを奨励すると同時に、当施設の利用者が多世代にまたがることを前提として、幅広い形態や種類の情報媒体を活用した事業展開を期待します。
9	施設運営	受付業務等の窓口配置について、「複数のスタッフ」に研修を実施した上で本業務にあたるスキルを要するボランティアスタッフを体制の一部として組み込むことは可能でしょうか。	当施設の業務にボランティアスタッフが関わることは可能ですが、職員体制にボランティアスタッフを含めることはできません(施設スタッフ1名、ボランティア1名が受付に配置されている場合、ボランティアスタッフを人数に含めず、配置人数は1名とみなします。)
10	施設運営	多目的パフォーマンススペースを運営するにあたり、加古川総合庁舎で提供されている県民サービスの妨げにならないよう配慮が求められています。どのような状況が「県民サービスを阻害する」とみなされるのか、時間帯や音量の上限など具体的な基準をお示しください。	多目的パフォーマンススペースでは、土日祝を除く日において、12時から13時を除く時間帯で、楽器演奏や音楽活動、その他県民からの電話相談や各事務所の窓口対応を妨げる音や振動を発生させる活動は原則認められません。また上記に該当しなくとも、施設利用者や庁舎内の事務所から要請があり、必要と判断される場合は、指定管理者は多目的パフォーマンススペースの利用者に対し、音量を下げるよう指導するなどの対応をとるものとします。